

用語解説

〈あ行〉

アイドリングストップ

自動車の駐停車時にエンジンを止めること。埼玉県生活環境保全条例により信号待ちや交通混雑により停止する場合等を除き、運転者に義務付けられている。また、一定規模以上の駐車場の設置者や管理者には、利用者に向けた周知看板の掲出等が義務付けられている。

EV (BEV)

Electric Vehicle (電気自動車) の略。BEV (Battery Electric Vehicle) とも言う。動力源の100%が電気である電動車。

硫黄酸化物 (SOx)

硫黄の酸化物の総称であり、大気汚染の原因物質としては主に二酸化硫黄を指す。主として石油や石炭などの硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染防止法ではばい煙の一つとして規定し、K値規制や総量規制の対象物質としている。

石綿

天然に存在する繊維状鉱物で、アスベストとも呼ばれる。安価で丈夫なため、昭和30年(1955年)頃から多くの建築物等に使用されていたが、石綿の粉じんを吸い込むと肺がんや中皮腫を発症するおそれがあり、平成18年(2006年)9月以降原則として製造等が禁止されている。

一酸化炭素 (CO)

燃料等の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体である。生体に有害で、血液中のヘモグロビンとの結合力が酸素の約210倍であるため、酸素とヘモグロビンの結合が阻害され、酸素欠乏状態となる。主要な排出源は自動車である。

一般廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出される生活系ごみ(いわゆる家庭ごみ)のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の廃棄物も事業系ごみ(いわゆるオフィスごみなど)として含まれる。

エコアップ認証制度

環境マネジメントに取り組み、かつCO₂削減等に優れた取組をしている事業所を「エコアップ認証事業所」として県が認証する制度(平成19年(2007年)開始)。認証を通して、事業者に公的な信用を付与することで、事業者の更なるCO₂削減の取組を支援し、事業部門におけるCO₂削減を促進することを目的としている。

エコライフキャンペーン

県民の地球温暖化問題への関心を喚起し、脱炭素社会の構築に向けたライフスタイルへの転換を促進するため、冷暖房時の室温を夏は28℃、冬は20℃にしても快適に過ごせる服装の工夫や取組を促すライフスタイル「クールビズ」、「ウォームビズ」などの実践を夏と冬に県民や事業者に呼びかける県民運動。

エコライフDAY & WEEK

自らの行動でCO₂排出量の削減効果が理解できる簡単なチェックシートを利用して、参加者にCO₂削減・省エネなど地球温暖化防止と環境に配慮した生活を経験してもらう取組。

SDGs

Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。平成13年(2001年)に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年(2030年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

Lden (時間帯補正等価騒音レベル)

環境省告示の改正により、平成25年4月1日から航空機騒音の環境基準の評価指標として用いられている。単発的に発生する騒音のエネルギーに、夕方5dBを加算、夜間に10dBを加算したのち、1日ごとの等価騒音レベルを算出したものである。

OECM

国立公園や県立自然公園等の「保護地域」以外で、民間等の取組により生物多様性が保全されている地域のこと。

オゾン層

地上10~50kmの高層の大気にあるオゾンの層。オゾン層は、有害な紫外線を吸収する働きをもつが、フロンによって破壊される。オゾン層の破壊により皮膚がんの増加や生態系への影響が生じるとされている。

汚濁負荷量

工場・事業場、各家庭等からの排水に含まれる水質を汚濁する物質の量のこと。主として化学的酸素要求量(COD)、窒素(N)、りん(P)の1日当たりの総量で表される。これは都市下水や工場排水などの汚濁源から河川等へ排出される排水量とその汚濁物質の濃度をかけ合わせて算出される。湖や内湾などでは汚濁物質が蓄積しやすいため、流入する河川の汚濁の濃度ばかりでなく、汚濁物質の総量も問題となり、この汚濁負荷量の削減が重要となる。

温室効果ガス

太陽放射により暖められた地表面の熱が宇宙に逃げ

るとき、その一部を吸収して温室のように地球を暖める性質を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という）では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類が温室効果ガスとして定義されている。大気中の濃度が増加することで地球の平均気温の上昇（地球温暖化）をもたらす。

〈か行〉

カーボンニュートラル（CN）

人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と森林等の吸収源による吸収量を均衡させる（実質的な排出量をゼロにする）こと。

カーボンニュートラルSAITAMAネットワーク

地球温暖化対策に取り組む県内の市町村の支援を充実するため、行政、大学、企業、専門家等で構成するネットワーク組織のこと。

令和5年5月設置。県が市町村の抱える課題と、ネットワークに参加している大学・企業等が持つ解決ノウハウや専門知識・技術とのマッチングを行い、市町村の地球温暖化対策を支援。

外来種

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に持ち込まれることにより、本来の分布域を越えて生息・生育する生物。

外来生物

外来生物法で、「海外から日本に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物」と定義されている。

国外から日本に導入されるもののみを対象としており、いわゆる国内由来の外来種は含まない。

また、外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものを特定外来生物とい

う。

化学的酸素要求量（COD）

生活環境項目の一つであり、水の中に含まれる有機物及び被酸化性の無機物（硫化物、第一鉄、アンモニアなど）が酸化剤によって化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。生物化学的酸素要求量（BOD）とともに水の汚濁を示す指標である。

合併処理浄化槽

し尿及び生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する生活排水処理施設。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等の公共用水域の汚濁を大幅に軽減する効果がある。

家庭用燃料電池

都市ガス・LPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させて電気と熱を発生させ、利用するコージェネレーションシステム。利用段階で反応物として水しか排出せずクリーンであり、また、化学反応から電気エネルギーを直接取り出すためエネルギーロスが少ない。電気と熱の両方を有効利用することで、更にエネルギー効率を高めることが可能になる。

家電製品省エネ情報提供制度

省エネ型の電気機器等の普及促進を目的として、埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づき、一定規模以上の電気機器等販売事業者に対し、省エネルギー性能の表示や説明など、販売する電気機器等の省エネ情報を購入者に提供するよう義務付ける制度。

川の国応援団

埼玉県内の河川、農業用水、湖沼等でごみ拾い、清掃、水質改善、環境学習及び水生生物の調査等の川の再生活動を行う団体のうち、埼玉県の川の国応援団として登録している団体。

環境アドバイザー

地域における自主的な環境保全活動を支援するため、環境に関する豊富な知識や経験を有する人を「環

境アドバイザー」として登録し、広く県民に紹介する制度。令和2年度から、「環境教育アシスタント制度」及び「川の国アドバイザー制度」を統合した。

環境影響評価（環境アセスメント）

開発事業等による公害の発生や自然環境の破壊について事業者が自ら配慮するため、当該開発事業等による環境への影響の有無等を事業の実施に先立って調査・予測・評価すること。また、事業の計画立案段階で実施される環境アセスメントを戦略的環境アセスメントという。

環境学習応援隊

企業等から学校等に人材を派遣したり、学習プログラムを提供したりすることで、学校等における環境学習を支援する制度。事業の趣旨に賛同する企業等を環境学習応援隊として登録している。

環境基準

環境基本法に基づき「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定めている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定めている。これは、行政上の政策目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

環境コミュニケーション活動

事業者、住民、行政などの関係者が、化学物質など環境に関する情報を共有し、意見交換をすることにより相互理解を深める活動のこと。

住民の事業所に対する不安の解消や化学物質の排出抑制に繋がる。主な内容は、事業者の事業内容、環境活動報告、工場見学、意見交換会である。参加者は地域住民、事業者、行政、環境NPOなどである。

環境性能表示制度

特定建築物環境配慮計画書の提出を行った分譲マンションについて、「CASBEE（建築環境総合性能評価シ

ステム) 埼玉県」による自己評価結果(環境性能)を販売広告に表示する制度。

環境リスク

人の活動などによって環境に加えられる負荷が、環境を經由して人の健康や動植物の生息又は生育に悪い影響を及ぼす可能性のこと。化学物質の環境リスクは、化学物質自体の有害性の程度と、呼吸や飲食、皮膚接触などによりどれだけ化学物質に接したか(暴露量)によって決まる。

関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱

平成3年に国が策定したもの。地盤沈下対策を必要としている地域を保全地域(面積1,824.93km²)として定め、地下水採取規制や水準測量等を行っている。

希少野生動植物種

野生動植物のうち、その種の存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は、著しく減少しつつあるもの。

揮発性有機化合物(VOC)

VOCはVolatile Organic Compoundsの略。炭素を含む化合物のうち、揮発しやすく大気中で気体となる性質を持つ化合物の総称。塗料、インクなどに含まれ、微小粒子状物質や光化学オキシダント等の原因物質である。

グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

K値規制

大気汚染防止法において硫黄酸化物の排出基準として取り入れられている規制方式をいう。この基準は、次式で算出される硫黄酸化物の許容限度量で表す。

$$q=K \times 10^{-3} \times He^2$$

(q:硫黄酸化物の許容限度量(m³/h),

He:煙突の有効高さ(m))

このK値の大小により排出基準の厳しさの程度が設定されることから、K値規制とよばれる。

下水汚泥

下水道終末処理場内の水処理施設で、汚水から汚れを沈殿させたもの。下水汚泥は処理場内の汚泥処理施設で濃縮・脱水された後、焼却処分されるが、一部は固形燃料に加工されるなど有効利用されている。

県外産業廃棄物事前協議制度

県外で発生した建設系産業廃棄物を県内の処理施設に搬入して処理する場合に排出事業者に対し県への事前協議を義務づける制度。

健康項目

水質汚濁に係る物質のうち、人の健康に影響を及ぼすおそれがある物質として基準が設定されている項目をいう。シアンをはじめ、蓄積性のある重金属類のカドミウム、水銀、鉛、また科学技術の進歩で人工的に作り出した物質であるPCBなどがある。

公共用水域に対しては人の健康の保護に関する環境基準、工場等からの排水に対しては一般排水基準の有害物質として項目別に基準が設定されている。

建築物環境配慮制度

埼玉県内の建築物で、延べ面積の合計が2,000m²以上の新築等する場合に、建築主に「特定建築物環境配慮計画」の提出を義務付けている。この特定建築物環境配慮計画については、「CASBEE(建築環境総合性能評価システム)埼玉県」による自己評価結果(環境性能)の添付を求めるとともに、その概要を公表している。

なお、さいたま市及び川越市は、独自条例を運用しており、本制度の対象外。

公害

環境基本法では「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわた

る大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること」とされている。この「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産、動植物とその生育環境が含まれる。

公害防止主任者

公害防止管理者(※)の選任要件よりも規模が小さい工場、若しくは公害防止管理者の選任義務が課されない事業場における公害防止体制の整備を図るため、埼玉県生活環境保全条例に基づき一定規模以上の施設を有する工場・事業場において選任が義務付けられている者。

※「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき、一定規模以上の製造業等の工場において選任が義務付けられている者。

光化学スモッグ/光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場や自動車の排出ガス等に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物が太陽の紫外線で光化学反応を起こすことにより発生する有害な酸化性物質。この濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態が光化学スモッグと呼ばれる。光化学スモッグが発生すると、眼や喉などの粘膜に対する健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。

公共下水道

市街地の雨水を速やかに河川等へ排除し、また、家庭や工場から排水される汚水を集め終末処理場で処理し河川等に放流するもので、市町村が建設・管理する下水道。

公共用水域

河川や湖沼、港湾など公共の用に供される水域とこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路など公共の用に供される水路のこと。

ただし、公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているもの、その流域下水道に接続する公共下

水道は除く。

コージェネレーションシステム

都市ガス、石油、LPGなどを燃料として、エンジン、タービン、燃料電池などの方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用するシステム。回収した廃熱を利用することにより、エネルギーの効率が高くなる。

固定価格買取制度

再生可能エネルギーにより発電された電気の買取価格を法令で定める制度で、主に再生可能エネルギーの普及拡大を目的としている。再生可能エネルギー発電事業者は、発電した電気を電力会社などに一定の価格で、一定の期間にわたり売電できる。

こどもエコクラブ

幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することで、身近な自然を大切に思う心や、環境問題解決のために自ら考えて行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする。

〈さ行〉

サーキュラーエコノミー（CE）

生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る経済活動。

災害廃棄物処理支援協定締結団体

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会及び埼玉県一般廃棄物連合会等

最終処分場

一般廃棄物及び産業廃棄物を埋立処分するために必要な場所及び施設・設備の総体をいう。産業廃棄物最終処分場には、安定型（廃プラスチック等）、管理型（汚泥等）、しゃ断型（有害物質を埋立基準以上含む廃棄物）がある。

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、バイオマスな

ど、持続的に利用することができるエネルギーの総称。

埼玉県SDGs官民連携プラットフォーム

「ワンチームで埼玉版SDGsを推進する」という目的に賛同した企業・団体等で構成され、官民連携でメールマガジンなどによる情報共有や、シンポジウム開催等による普及・啓発を行う場。

埼玉県SDGsパートナー登録制度

SDGsの取組を自ら実施、公表する県内企業・団体等を県が登録する制度。

埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度

環境分野のSDGsの達成に向けた取組を宣言し、一定の要件を満たす企業等の取組を県ホームページ等で発信する制度。

SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト

埼玉の豊かな川を育む自発的な活動が持続的に行われるよう、県民・団体・企業の取組を県が支援していくプロジェクト。川の国応援団に加えて、個人と企業の参画を得て連携を強化し、川との共生や川の魅力創出に向けた活動を活性化することでSDGsの実現を目指す。

彩の国環境大学

地域で環境保全活動や環境学習活動を行うリーダーを育成することを目的とした環境学習講座。基礎課程と実践課程がある。

彩の国資源循環工場

寄居町にある埼玉県環境整備センター内に先端技術を有する民間リサイクル施設を集積した総合的な資源循環モデル施設。廃棄物の再資源化施設、環境負荷の軽減に寄与する製造業の施設が操業しており、現在、第1期事業では7社の再資源化施設が、また、第2期事業では2社の再資源化施設と4社の製造施設が立地して事業を展開している。

彩の国ふるさとでんき（埼玉県産CO₂オフセット電力メニュー）

県内の事業者向けに、県内のFIT発電所で発電された電力や卒FITを迎えた家庭から生まれる余剰電力で生み出された再生可能エネルギーの環境価値を、非化石証書として活用した実質CO₂フリーの県産の電力メニューのこと。

彩の国みどりの基金

森林の保全整備、身近な緑の保全・創出や県民運動の展開を目的として平成20年（2008年）4月に創設した基金。

彩の国ロードサポート制度

美しい道路環境づくりのため、住民団体・学校・企業などがボランティアで道路の清掃美化活動に取り組む制度。ボランティアで歩道の清掃活動や、植樹帯の花植えなどの美化活動を行う団体に対し、道路管理者の県が、用具や花苗の提供、表示板の設置などの支援を行う。

里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令により定められた20種類（汚泥、廃油、廃プラスチック等）の廃棄物。このうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る危険性の高い産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物に分類される。

三富地域

三富新田（三芳町上富、所沢市中富・下富）とその周辺に広がる、畑と平地林がまとまって残る畑作地帯。川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、三芳町にまたがる。平地林の落ち葉をたい肥として畑に還元する農法も継続されている。

自然共生サイト

国が認定する「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」。

臭気指数規制

悪臭防止法に基づき、平成18年10月1日から、多くの市町で導入された規制方式。「におい」全体の強さを人間の嗅覚を利用して測定するので、住民の被害感と一致しやすく、従来の物質濃度規制と比較して、多種多様な「におい」の物質に対応が可能である。この臭気指数規制の導入により、従来の規制では捕捉が困難だった複合臭を規制することができるようになった。

循環型社会

製品などが廃棄物になることを抑制し、それらが収集・廃棄されたときに有用なものを循環的に利用し、循環的利用ができないものは適正に処分して天然資源の消費を抑制し、環境負荷を低減する社会をいう。

循環型ライフスタイル

県民が、ものを大切にし、ごみになるものはもらわない、環境に配慮した買い物をするなど環境にやさしい生活スタイルをいう。外出時に水筒などを携帯したり、マイバッグを利用することなど。

浄化槽

し尿・生活雑排水（炊事、洗濯、入浴等の排水）を沈殿分離や微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、公共用水域等へ放流する施設をいう。し尿のみを処理する施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水と一緒に処理する施設を合併処理浄化槽という。なお、法令上の用語としては、浄化槽とは合併処理浄化槽のみを指す。

浄水発生土

河川水を取水し、浄水場で浄水処理を行う過程（沈殿池で河川水の濁りを沈殿させる。）で排出される泥のこと。

植生

ある地表を覆っている植物共同体の総称。その場の

あらゆる環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団で植物群落ともいう。植生は、その性質から次のように分類されている。

① 原植生

人間による影響を全く受けていない植生のことで、今日ではほとんど消滅している。

② 代償植生

原植生が破壊され、代わって成立している植生のこと。

③ 現存植生

現実に触れ、見ることのできる植生のことで、人間の生活圏のほとんどすべての現存植生は、代償植生である。

④ 潜在自然植生

一切の人為を停止した場合、その立地においてどのような植生になるか、理論的に考えられる植生のこと。

食品ロス

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品。事業活動に伴って発生するものと家庭から発生するものがある。

侵略的外来生物

外来生物のうち、地域の自然環境に大きな影響を与え、生物多様性を脅かすおそれのあるもの。

水源（の）涵養

森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化し、洪水を防ぎ、さらにその過程で水質を浄化する役割。

水素イオン濃度（pH）

水の酸性、アルカリ性を表す指標で、中性の水ではpH7、酸性になると7よりも小さく、アルカリ性では7よりも大きくなる。例えば、牛乳は弱い酸性でpH6程度、石けん液は弱いアルカリ性でpH8から9程度である。

試験紙の色やガラス電極pHメーターなどで測定す

る。水質関係では、生活環境項目の一つとして測定されている。

3R

循環型社会構築に向けた基本的な考え方。廃棄物の発生抑制（リデュース：Reduce）、再使用（リユース：Reuse）、再生利用（リサイクル：Recycle）の3つの頭文字をとったもの。なお、この3Rに再生可能資源への代替（リニューアブル：Renewable）を加えたものを「3R+Renewable」という。

生活環境項目

水質汚濁に係る物質のうち、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準が設定されている項目をいう。現在水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）などが定められている。

環境基準は、河川、湖沼、海域別に、水道・水産・農業用水・工業用水・水浴などの利用目的や、水生生物の生息状況に適応した類型ごとに基準が定められている。排水基準は、健康項目と同様に項目別に定められている。

生活雑排水

家庭から流れ出る「生活排水」のうちトイレからの排水を除いたものの総称。主に、台所、洗濯、風呂などから排出される。

生活排水処理施設

主に家庭からの生活排水（し尿及び生活雑排水）を処理する施設の総称。下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽などがある。

生活排水対策重点地域

水質環境基準が達成されていない水域や、水質の保全を図ることが特に重要な水域で、生活排水による水質汚濁を防止するため、生活排水対策の実施を推進することが特に必要であるとして、水質汚濁防止法に基づき、知事が指定した地域をいう。

生態系

植物、動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境を総合した系(システム)。生態系は動物・植物の再生産や、水や大気を循環させる仕組みを持っており、人間は食料・水・木材など様々な恩恵を受けている。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

生活環境項目の一つであり、河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量をいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生物多様性を「全ての生き物の間に違いがあること」と定義し、生態系の多様性、種間(種)の多様性、種内(遺伝子)の多様性という3つのレベルでの多様性があるとしている。

騒音レベル

ある大きさの音圧と基準の音圧との比を対数化して表したものの、又はこの値に経済産業省令で定める聴感補正を行ったもので、単位はデシベル (dB) が用いられる。騒音の規制等で用いるのは、聴感補正を行ったもので通常、計量法第71条の条件に合格した騒音計で、周波数補正回路A特性により測定される。

総量規制 (水質)

一定の地域内の汚濁物質の排出総量を一定量以下に抑えるため、工場等に対し汚濁物質許容排出量を割り当てて、この量をもって規制する方法をいう。濃度規制と対比される概念。県では令和4年10月に、令和6年度を目標年度とした第9次水質総量削減計画を策定し、東京湾に流入する汚濁物質の量を規制している。平成29年9月から新しい総量規制基準が適用されている。

〈た行〉

ダイオキシン類

炭素・酸素・水素・塩素を含む物質が燃える時などに副生成物として生じる物質で、毒性が強いものがある。

大腸菌数

水の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚染の指標として用いられる。これが多いと人畜由来の病原菌が存在する可能性が高まる。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

脱炭素社会

人為的な発生源による温室効果ガスの排出量と森林等の吸収源による吸収量との均衡(実質的な排出量ゼロ)が達成された社会。

地域制緑地

法令により土地利用の規制・誘導等を通じて緑地の保全が図られている地区。都市緑地法で規定する「特別緑地保全地区」や、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」で規定する「ふるさと緑の景観地」などがある。

地球温暖化防止活動推進員

地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化対策推進法第37条に基づき知事の委嘱を受け、地域における地球温暖化対策の普及啓発を行い、県民、事業者、行政とともに取組を推進する者。

地産地消

もともとは地域で生産された農産物を地域で消費することをいう。

エネルギーについても、地域で必要とするエネルギーを太陽光や太陽熱などの再生可能エネルギーの活用などによって地域で生み出し利用することをいう。

窒素酸化物 (NOx)

窒素の酸化物の総称であり、大気汚染の原因物質としては一酸化窒素と二酸化窒素の混合物を指す。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つでもある。

中間処理

廃棄物を減量化、安定化、無害化、再資源化するために行う焼却・中和・脱水・破碎・圧縮・蒸留などの処理をいう。

鳥獣保護管理員

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第78条に基づき設置した県の会計年度任用職員。狩猟の取締り、鳥獣保護思想の普及及び鳥獣の生息状況調査などを行う。

ディーゼル車運行規制

軽油を燃料とする、用途が「貨物」・「乗合」・「特種」の自動車のうち、一部の型式の自動車を対象とし、規制対象車両の埼玉県内の走行を禁止するもの。ただし、県が指定した粒子状物質減少装置を装着すれば走行が可能になる。

底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連し合っており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。また、底質の汚染は底生生物の生育に大きな影響を与える。

低炭素建築物認定制度

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づき、市街化区域内で建築物における生活や活動に伴って発生す

る二酸化炭素を抑制するための低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等の計画の認定を行う制度。

適応策

気候変動の影響による被害の回避・軽減対策のこと。温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）と併せて地球温暖化対策の両輪である。適応策を推進するために制定された気候変動適応法（平成30年12月施行）では、地方自治体に対して地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの設置を求めている。

登録廃棄物再生事業者

廃棄物の再生を業として営んでいる者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2の規定により知事の登録を受けた者。

特定施設

水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する」施設、振動規制法では「著しい振動を発生する」施設、ダイオキシン類対策特別措置法では、「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する。又はダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する」施設をいい、政令でその規模等の範囲が定められている。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。

都市・生活型公害

大都市地域を中心とする自動車などからの排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の汚濁、近隣騒音等の公害のこと。

届出排出量

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に規定する「第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書」により届出された、大気中や河川など環境へ排出された化学物質の量のこと。

トリクロロエチレン

水より重い無色透明の液体で、水に溶けにくく、揮発性があり、金属機械部品などの脱油脂洗浄、油脂・樹脂などの溶剤などに用いられる。

蒸気を多量に吸入すると、軽症ではめまい、頭痛が起こり、多量に吸入すると意識を失う。場合によっては、肝臓や腎臓に障害を起こすこともある。また、人に対する発がん性があるとされている。

〈な行〉

二酸化硫黄（SO₂）

硫黄酸化物の項参照。

二酸化窒素（NO₂）

窒素酸化物の項参照。

ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

燃料電池

燃料である水素と酸化剤を外部から供給しつつ反応させて電気を取り出すタイプの電池。燃料電池の用途は幅広く、燃料電池自動車から家庭用の燃料電池、また、移動体用途としては、バス、船等がある。

濃度規制

水質汚濁防止法に定める排水基準（濃度規制）には、有害物質と生活環境項目の2種類があり、有害物質は全ての特定事業場に適用される。生活環境項目は、日平均排水量が50m³以上の特定事業場を対象としているが、県では上乗せ条例により規制対象を広げるとともに、BOD等の3項目について厳しい基準を定めてい

る。埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準はほぼ水質汚濁防止法及び上乗せ条例に準じたものとなっている。

〈は行〉

ばい煙

大気汚染防止法では、次の物質をばい煙と定義している。

- ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、
- ②燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、
- ③物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

バイオマス

間伐材や麦わら、家畜の排せつ物など生物由来の再生可能な有機性資源。

廃棄物

その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から発生する生ごみなどの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥や、建物解体現場から発生する木くず、がれき類などの産業廃棄物の二つに大別される。

PHV

Plug-in Hybrid Vehicle（プラグインハイブリッド自動車）の略。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車。

PCB廃棄物

ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含む廃棄物。PCBは、変圧器やコンデンサー等の絶縁油として使用されていたが、有害性が判明したため、製造や輸入、新たな使用が禁止されており、令和9年（2027年）3月末

までの処分が義務付けられている。

なお、期限内処分を実行するため、県・政令市及び事業者の具体的な取組については、「埼玉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定めている。

ヒートアイランド現象

空調による人工排熱やコンクリートの建物による蓄熱などにより、都市中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。アスファルト等の人工被覆域と比べ、森林、水田等の植生域は、保水力が高く水分の蒸発によって日中の気温の上昇を抑える働きがある。

ppm (Parts Per Million)

濃度や含有率を表す単位。100万分の1をppmと表示する。例えば1 m³ (100万cm³)の空気中に1 cm³硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物濃度を1 ppmと表示する。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する“Bio”と場所を意味する“top”を合成した言葉であり、直訳すれば「生物生息・生育空間単位」の意味である。したがって、特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、より端的に言えば野生生物の生息・生育空間を意味するものである。

非化石証書

太陽光発電や風力発電など、地球温暖化の原因となるCO₂を出さない電気が持つ「非化石価値」を証書化し取引可能な形としたもの。

微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する物質のうち、粒径2.5μm (マイクロメートル: μm=100万分の1m) 以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。

非メタン炭化水素

炭素と水素からなる炭化水素のうちメタンを除くものの総称。揮発性有機化合物に含まれる。この物質の大気中の濃度が高いほど、光化学オキシダントの発生

につながりやすい。(「揮発性有機化合物」の項参照。)

浮遊物質 (SS)

生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している物質のうち、ろ過によって水から分離できるものをいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど透明性が低下する。

浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状の物質 (粉じん、ばいじん等) であって、その粒径が10μm以下の物質をいう。発生源としては、土壌・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車、家庭などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

ふるさと緑の景観地

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、樹林地で優れた景観を有する区域を指定するものであり、指定した区域においては、木竹の伐採等について届出の義務を課し、開発行為との調整を図りながら保全を行う。

フロキュレータ設備

浄水場のフロック形成池においてフロック (濁りの固まり) を大きく沈みやすいものにするため、水を緩やかに攪拌する設備。

フロン類

クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC) の3種類がフロン類として法に規定されている。冷凍空調機器の冷媒等に幅広く使用されているが、CO₂の数日から1万倍超の温室効果がある。また、CFC及びHCFCはオゾン層破壊物質でもある。

分散型エネルギー

比較的小規模で、かつ、様々な地域に分散しているエネルギーの総称。太陽光やバイオマスなどの再生可

能エネルギーやコージェネレーションシステムなどがある。

粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は、飛散する物質をいう。

平地林

一般的には、平地部及び都市近郊に所在し、通称平地林あるいは都市近郊林と呼ばれる森林。

ベクレル (Bq)

1秒間に崩壊する原子数のことで、放射能の強さを表す単位。数字が大きいほど、たくさんの放射線を出す。

放射性物質

放射線を出す能力を持った物質のこと。

放射線

原子から放出される「波長の短い電磁波」と「高速で動く粒子 (粒子線)」の総称。

放射能

放射線を出す能力のこと。

ポリ塩化ビフェニル (PCB)

有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油などに使用されている。人体に有害であることがわかり、昭和47年に原則製造中止となっているが、化学的に安定した物質であり、食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。

〈ま行〉

マイクロプラスチック

一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。5mm以下のサイズで製造された一次マイクロプラスチックと、大きなプラスチックが環境中で破碎・細分化されて5mm以下になった二次マイクロプラスチックに分類される。生物が誤食しやすく、生態系への影響が懸念されている。

緑の基本計画

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。

緑のトラスト運動

県民や企業などからの寄附により土地等を取得し、埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民共有の財産として末永く保全していこうという運動。

緑のトラスト保全地

ふるさと埼玉の優れた自然や歴史的環境を後世に残すため、企業や県民等からの寄附金（さいたま緑のトラスト基金）などを主な資金として取得・保全する緑地。

見沼田圃

さいたま市と川口市にまたがる総面積1,260haに及ぶ大規模な緑地空間。江戸時代から主に農業生産の場として都市近郊における重要な食糧基地の役割を果たしてきた。現在では、人間の営みと自然との調和などを目指し、保全・活用等に取り組んでいる。

木育

子供から大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学んでもらう教育活動。

目標設定型排出量取引制度

エネルギー使用量が3か年度連続して一定以上の事業所を対象に、事業所ごとにCO₂排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量等を利用(排出量取引)できる。

〈や行〉

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもののこと。大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例では、ベン

ゼン、トリクロロエチレンなどが指定されている。

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

要措置区域等

土壌汚染対策法に基づく要措置区域又は形質変更時要届出区域のこと。調査の結果、土壌中に一定の基準を超える特定有害物質が検出された土地は、健康被害が生ずる恐れがある場合は要措置区域、ない場合は形質変更時要届出区域に指定される。

溶存酸素量（DO）

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。清水中には通常7から10mg/L程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると微生物が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。

〈ら行〉

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠（きんせん）からなり、県が建設し管理を行う。

流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

粒子状物質（PM）

ガス状汚染物質とともに大気汚染の原因となる物質で、固体及び液体の粒子として存在する物質の総称。

緑化計画届出制度

「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」により、1,000㎡以上の敷地において特定の建築行為を行う場合、緑化計画届出書の提出を義務付け、敷地内に一定規模以上の緑を確保する制度。

レジリエンス

英語で、「強靱さ」を意味する言葉。地域においては、災害などの突発的な変化や平常時の重圧に対して、より着実に耐久し、適応するための能力とされる。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説したもの。埼玉県では動物編を平成8年(1996年)に、植物編を平成10年(1998年)に発行し、以降交互に改訂している。

レファレンス

利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、情報そのものや必要とされる資料を検索・提供・回答する業務。